

給水装置設置工事施工にかかるフロー

- 公道下 -

業者（申請者）から南丹市へ

①申請書の提出

- ・給水装置主任技術者証の添付（コピー）
- ・道路占用許可申請書の提出（ 府道 4 部・市道 3 部 ）
- ・材料承認願の提出



南丹市から業者（申請者）へ

②申請書の許可通知及び納付書（分担金・申請手数料）の発行

※電話連絡するので、受け取りは上水道課まで



業者から南丹市へ

③費用納入及び着工届の提出

- ・道路使用許可（警察）・道路工事届（消防署）の添付（コピー）
- ・市納入金の領収書コピーを添付
- ・費用納入確認後、工事施工手続き

※分岐工事日は、基本施工日を、火・木曜日とする。（市職員立会い）

但し、協議の上、当市が認めた場合はこの限りではない。

また、分岐工事は市届け出済みの主任技術者が施工（立会）すること。



業者から南丹市へ

④竣工届及び工事保証書の提出

- ・分岐箇所、掘削寸法、止水弁等の竣工写真提出。（提出が無ければ、竣工検査を行わない）
- ・竣工検査希望日により検査日調整。（2 週間以内）



南丹市から業者へ

⑤検査済証書の発行

※申し出がある場合のみ発行